

年長フリーター支援のための特別奨励金の創設 (若年者等正規雇用化特別奨励金(仮称))

年長フリーター等(25歳~39歳)を対象とした求人枠を積極的に設けて正規雇用する事業主等に対して、奨励金を支給(中小企業については1人100万円、大企業については50万円)することとし、今後3年間で集中的に年長フリーター等の雇用機会の確保を図る。また、内定を取り消された就職未決定者を奨励金の対象に追加する(特例措置)。

